

高畠町農業委員会第36回総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日(月) 午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(11名)

会長 1番 山口 令和 委員

2番 佐藤 泰彦 委員

3番 山田 文則 委員

4番 高梨 修一 委員

5番 長谷川 みどり 委員

7番 齋藤 真徳 委員

9番 黒田 雅幸 委員

11番 高橋 稔 委員

12番 栗田 亮一 委員

15番 萩原 拓重 委員

16番 高橋 正利 委員

4. 欠席委員(5名)

6番 横山 裕一 委員

8番 嶋津 功美 委員

10番 菅野 仁一 委員

13番 安部 春一 委員

14番 庄司 和美 委員

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

報第58号 新規就農者の申出について……………3件

報第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について……………5件

報第60号 令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価について……………1件

議第158号 農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………3件

議第159号 農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………11件

議第160号 農地法第3条第1項の規定による使用貸借権の設定移転許可申請に対する

	農業委員会の許可について……………	1 件
議第 1 6 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	1 件
議第 1 6 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	1 件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長 二 宮 弘 明

主 任 小 関 陽 香

事務局次長兼農地係長 落 合 明 子

主 任 齋 藤 一 哉

事務局長

では、大変お疲れさまです。

ただいまより第36回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤会長職務代理者、よろしく願いいたします。皆様、ご起立お願いいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

山口会長よりご挨拶をいただきます。会長、お願いします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日の欠席者の届けについて、ご報告いたします。6番横山裕一委員、8番嶋津功美委員、10番菅野仁一委員、13番安部春一委員、14番庄司和美委員の5名より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。したがって、出席委員は16名中11名で定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。会長、お願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。会議規則により私が指名いたします。

15番萩原拓重委員、16番高橋正利委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主任を指名します。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長

次に、日程第3、報第58号「新規就農者の申出について」3件を議題といたします。

新規就農者申出者のうち、3件目の〇〇へ聞き取りを実施しておりますので、その結果を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外

《小関主任》 ただいまの件について報告いたします。

1、2ページをご覧ください。

【報第58号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいま説明が終わりましたが、16番高橋委員から何か補足ありますか、今のファームの関係は。

16番

16番です。

前日、実際にこの会社の〇〇さんとお会いしまして、お話を聞いたんですけれども、県外からいらしている方でしっかりとした方でしたので、大丈夫だと思いました。

畑のほうも、私のうちの畑の南側にありまして、ネギの作付準備がしっかりしてありましたので、作業のほうも進んでいるようで問題ないということでした。よろしくお願いします。

議 長

それでは、どなたか3件について、ご質問ございますか。代理。

2 番

2番です。

この新規就農の営農計画書ですけれども、この中身について適正だなど判断をしている方というのは、誰なんでしょうか。ただ提出があったものを受け取って、この総会に出しているだけなんでしょうか。その辺、お聞かせください。

議長

局長。

番外

《二宮局長》 申出が、相談があった際なんですけれども、一旦下書きをしていただきますけれども、そのときに、中には少し素人っぽいところがありまして、具体的に農機具とか賃借料とか肥料とかどうするんですかということをお聞きして、そういったことがやっぱり抜けている方がいらっしゃいますので、ここはこうして必要ではないでしょうかということ、できるだけ現実的に営農するのに必要な資材とか賃借料とか、そういったものを書くように指導はしております。

また、販売についてもどのようにするかというところについても、例えば今回、キッチンカーという方もいらっしゃいましたけれども、なかなかそれは現実的には厳しいのではないかとということで、例えば農協さんとか、そういったところに市場も準備をしていただいて販売するような進め方をしております。

ただ、金額的に、賃借料とかそういったところについてはこちらで見ておりますけれども、全体的にこれで数値的にいいかどうかという、事細かく突っ込むところまでは残念ながら見ておりません。

事務局4名の中で、農業経営の部分、分かっているのは私、若干だけかじっておりますので、現実的にはそういったところの精査のところまでしかありません。

以上です。

2 番

今回の3件なんですけれども、軒並み農業所得、所得率、もう8割ぐらい超えていると。ちょっと計画が甘いのではないのかなと感じたところですね。

この〇〇さんについては、もう8割超えている、それくらいもうかると見込んでいる。次の方と、あと会社の方は7割5分ぐらいを見ているということですので、認定新規就農者の申請をする場合は、普及所であったり農林課であったりで、結構厳しく査定はすると思うんですけれども、この

一般の方に関しては、今局長から説明あったとおりでと思いますが、今回から面接をするという話になりましたので、農業委員の方が面接する際には、その辺のところ、もう少し現実的に経営計画のほうをつくっていただけるように、ちょっと見ていただきたいなと思いました。

以上です。

議 長

ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、そのほか気づいた点。15番萩原委員。

15番

15番です。

〇〇さんの申出書の中で、法人事務所からの通作計画のところ、通作距離12キロ、所要時間20分と書いてありますけれども、これはどこからの距離ということなんでしょうか。

議 長

小関主任。

番 外

《小関主任》 通作距離の12キロは、〇〇のほうに障害者グループホームがありまして、そちらからの距離を記載しております。

現在、大字〇〇地内に事務所を借りているそうで、そちらからだ、もっと近くなるそうです。

議 長

よろしいでしょうか。

そのほか、ございますか。

(発言なし)

議 長

それでは、ないようですので、以上で報第58号を終わります。

議 長

次に、日程第4、報第59号「農地法第18条第6項の規定による通知に

ついて」５件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外

《小関主任》 ただいまの件について報告いたします。

【報第５９号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長

ないので、以上で報第５９号を終わります。

議 長

次に、日程第５、報第６０号「令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」１件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・落合次長。

番 外

《落合次長》 それでは、私のほうからご報告いたします。

総会資料とは別に、本日お配りしました右上に別紙様式５の表示がある資料のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和７年度に設定した農業委員会の最適化活動の目標に対する評価になります。本総会で承認いただきましたら、その後、公表することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料１ページからご覧いただきたいと思います。

農業委員会の令和７年４月１日現在の状況になります。

【報第６０号を議案書をもとに朗読】

議 長

ただいまの報告関係につきまして、何か気になった点について、確認した

いことございますか。

(発言なし)

議 長 なければ、後でゆっくりじっくり見ていただいて、確認をお願いしたいな
と思います。

それでは、報第60号を終わります。

議 長 次に、日程第6、議第158号「農地法第3条第1項の規定による所有権
の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」3件を議題といたしま
す。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めま
す。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第158号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 ただいまの説明、報告、終わりました。議案に対する質疑に入ります。あ
りますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第158号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり議第 1 5 8 号を決定いたします。

議 長 次に、日程第 7、議第 1 5 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」 1 1 件を議題とします。

初めに、1 2 ページの申請番号 1 6 番の 1 件を議題といたします。

議 長 それでは、担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第 1 5 9 号、1 6 番を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。ただいまの議案に対して質疑のある方ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決します。

議 長 ただいま議題となっております案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、残りの１０件を議題とします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第１５９号、残りの１０件を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。質疑に入ります。質疑の方、ございませんか。９番黒田委員。

９ 番 ９番です。

１７番から２１番まで〇〇さんについて、解除条件付となっていますけれども、この方は〇〇市で新規就農なされた人なんでしょうか。そういうことで解除条件つけているんでしょうか。

議 長 小関主任。

番 外 《小関主任》 高島町で令和〇年に新規就農されております。
令和〇年〇月〇日の申請でした。
以上です。

議 長 そのほか、気づいた点ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております案件について、原案のとおり決定してよろ
しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第８、議第１６０号「農地法第３条第１項の規定による使用貸
借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」１件を議題と
いたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めま
す。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第１６０号を議案書をもとに朗読】

【現地調査結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。質疑に入らせていただきます。どなた
かおられますか。

（質問、意見なし）

議 長 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第１６０号について、原案のとおり決定
することによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第９、議第１６１号「農地法第４条第１項の規定による許可申
請に対する農業委員会の意見決定について」１件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主任。

番 外 《齋藤主任》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第１６１号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より
報告願います。１６番高橋委員。

１６番 １６番高橋です。

５月１８日に、黒田委員、二宮事務局長、齋藤主任と私の４名で現地調査
を実施してきました。

申請地の半分は、ヨモギなどの雑草が生い茂っていましたが、残り半分
は既に砂利が敷かれており、５年から６年前に敷かれたものでした。申請地
の一部が事前着工されておりますが、周辺農地への影響もなく、また原状復
帰する必要もないものと判断してきました。

なお、事前着工であったため、申請者より顛末書が提出されていると報告
を受けています。

以上、報告いたします。

議 長

大変ご苦労さまでした。

ただいまの件について、申請者からの顛末書ということで出されているというので、内容の報告を求めます。齋藤主任。

番 外

《齋藤主任》

【顛末書を読み上げ】

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方、おられますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切りさせていただきます。
採決いたします。

議 長

ただいま議題となっておる議第161号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第10、議第162号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主任。

番 外

《齋藤主任》 ただいまの件について、ご説明いたします。
本件、一時転用になります。

【議第162号を議案書をもとに朗読】

議 長

この案件につきましても現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。9番黒田委員。

9 番

9番です。

先ほどの4条案件と同日に、同じメンバーで現地調査を実施してまいりました。

申請地は、現在〇〇の工事をやっていますが、〇〇道路の〇〇の部分、それに隣接した田ということで、現況は雑草が生えておりまして、見たところ2年くらいは耕作の用に供していないのではないかなと一応見てきました。

申請地は、ここに書いてあるように農振農用地区域の第1種農地でありますけれども、〇〇の工事に伴う待避所として一時転用するもので、しかも来年3月までということで、許可条件としては一時転用の場合は3年以内となっておりますけれども、そちらのほうにも合致しますので、特に問題はないと見てきました。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方、おられますか。

これちょっと面積、2人の面積分かりますか。

番 外

《齋藤主任》 〇〇さんのほうが111平米で、〇〇さんのほうが残りの266平米となります。

以上です。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切らせていただきます。

採決させていただきます。

議 長 ただいま議題となっております議第162号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、報告事項並びに今後の日程説明に入らせていただきます。
まず最初に、二宮事務局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。菅野運営委員長が欠席のため、事務
局より報告願います。二宮事務局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7 番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

1 1 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。